

3 土第 765 号
令和 4 年 3 月 22 日

愛媛県社会保険労務士会 会長 様

愛媛県土木部長
(公 印 省 略)

令和 4 年度愛媛県地域の守り手力強化事業に係る補助対象事業者の募集
について（通知）

建設業者等が人手不足対策として行う I C T等を活用した施工現場の生産性向上や人材確保への取組みに要する経費の一部を補助する標記事業について、別添募集要項のとおり令和 4 年 4 月 4 日（月）より要望書の受付を開始するので、お知らせします。

建設産業は、平時においては良質な社会資本の整備を担い、また、災害時には、平成 30 年 7 月豪雨を例に挙げるまでもなく、地域住民の命を守り、その後の復旧・復興に必要不可欠であるものの、少子高齢化や 3 K職場を嫌う社会的風潮を受けて建設業従事者の減少や高齢化が進み、産業としての将来が危惧される状況になっております。

このため、県では、建設産業の持続的発展と地域の安全・安心の確保を目的に令和 2 年度に本事業を開始し、さらに今回、給与や休暇、雇用形態の改善を目的とした就業規則の作成などを通して、建設業従事者の処遇向上が一層促進されるよう、下記のとおり補助内容を拡充しております。

つきましては、建設業者を顧問先とされる、または、新たに建設業界へ顧問先を広げようとされている貴団体会員を通した、本事業の建設業者等への周知について、格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 人材確保への取組みに対する補助上限額の引上げ（R 3：50 万円→R 4：100 万円）
- 2 人材確保への取組みにおける「技術関係職員の処遇向上」要件の撤廃、及び I C T施工推進への取組みにおける同要件の追加

【問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局 土木管理課
契約・建設業G

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2

電話：089-912-2643 FAX：089-912-2639

E-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp